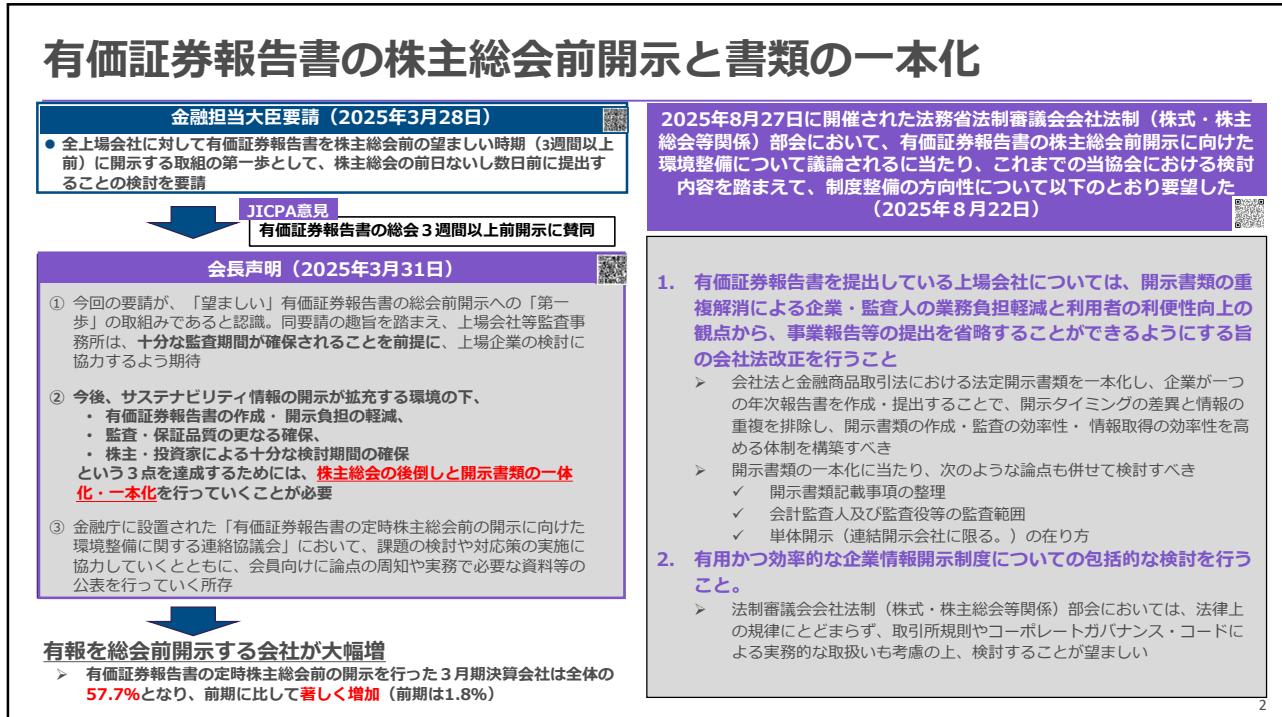


1



2

サステナビリティ情報開示・保証業務の制度化への対応

【金融庁】金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理（2025年7月17日）

開示

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、有価証券報告書において、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付け

	時価総額	SSBJ基準適用	保証義務化
プライム市場	3兆円～（68社）	2027年3月期	2028年3月期
	1兆円～3兆円（171社）	2028年3月期	2029年3月期
	5000億～1兆円（284社）	2029年3月期	2030年3月期
	その他	検討中	

- その他、経過措置としての二段階開示（2年間）、有価証券報告書の提出期限の延長（引き続き検討）

保証

- 開示基準の適用開始時期の翌年から第三者保証を義務付け
- 保証水準は限定的保証、保証範囲は当初2年間はScope 1・2、ガバナンス及びリスク管理（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）とし、**保証の扱い手は引き続き検討**

会長声明（2025年7月17日）

金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理の公表に当たって

- サステナビリティ開示基準の適用と第三者保証の導入に向けて、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点からは、残された論点についても早急に議論し、方向性を決めるべき
- 特に、**サステナビリティ情報の保証業務の扱い手の要件等の検討**に関しては、次の点を十分に考慮する必要あり
 - サステナビリティ関連財務情報は、有価証券報告書における開示情報であり、当該情報に信頼性を付与する第三者保証は、財務情報とのコネクティビティの観点が情報利用者から重視されている
 - サステナビリティ関連財務情報がグローバルに信頼されるための品質確保の観点からは、保証業務実施者の登録制度、保証業務を実施するための基準及び職業倫理規範の整備、能力開発、並びに保証業務実施者の自主規制制度及び保証業務の検査・監督態勢を実効性のある形で総合的に構築する必要がある
 - サステナビリティ情報の保証業務は、グローバルに信頼されるための品質を提供できるような能力・体制が求められる者・組織が実施することが、情報利用者から期待される

➢ **公認会計士／監査法人は、サステナビリティ保証業務を国際基準等に準拠して、公正かつ的確に遂行する知見と組織体制を有するプロフェッショナルであり組織である**